

報道機関各位

建設業者等に対する指名停止措置について

下記のとおり、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている当該業者に対し、指名停止を行うことを決定し通知しましたので、お知らせします。

記

1 事実概要

株式会社佐藤渡辺の石川営業所所長は、令和 4 年 9 月に福島県石川町が発注した複数の道路工事に関して、受注調整をしていたとして談合の罪で略式起訴され、令和 6 年10月23日に郡山簡易裁判所から罰金40万円の略式命令を受けた。

このことは、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱別表指名停止基準第14号（競売入札妨害又は談合）に該当すると認められるので、当該業者に対し、下記により指名停止の措置を行う。

2 指名停止業者

名 称	住 所	業者番号
株式会社佐藤渡辺	東京都港区南麻布 1－18－ 4	00001720

3 指名停止の期間 令和 7 年 2 月 7 日～令和 7 年 8 月 6 日（6 か月）

<参考>
山形県競争入札参加資格者指名停止要綱
別表 指名停止基準第14号（競売入札妨害又は談合）

指名停止事由
14 役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(問合せ先) 建設企画課 課長補佐 庄 司
電話 023-630-2630
報道監 県土整備部次長 森谷